

平成25年	2月	1日	制定
平成25年	3月	12日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	5月	2日	改正
平成29年	4月	1日	改正
令和 3年	4月	1日	改正
令和 4年	10月	1日	改正

低炭素建築物新築等計画に係る
技術的審査料金規程

低炭素建築物新築等計画に係る

技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）第19条第1項の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が実施する技術的審査の業務の実施に係る料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第19条第1項に定める技術的審査料金は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 建築物用途が住宅の場合は、別表第1による。
- (2) 建築物用途が非住宅の場合は、別表第2による。
- (3) 変更に係る場合は、前各号にそれぞれ0.5を乗じた金額とする。ただし、1円未満は切り捨てる。

(技術的審査料金の減額)

第3条 当機関は、業務規程第21条の規定により減額する場合は別途協議する。

(附則)

この規程は、平成25年2月1日より施行する。
この規程は、平成25年3月12日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程は、平成28年5月2日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。
この規程は、令和4年10月1日より施行する。

技術的審査料金規程 別表（税込価格）

別表第 1

		種 別	料 金	
一戸建ての住宅	単独申請	型式住宅等	24,000 円	
		上記以外	33,000 円	
	以下の申請と併願の場合 1.設計住宅性能評価 2.長期使用構造等確認 3.性能向上計画認定に係る技術的審査 (建築物省工ネ法 35 条) 4.BELS 評価		上記の 1 / 3	
共同住宅等	種別	建築物全体	住戸のみ	
	単独申請	1 戸	33,000 円	
		2 戸	60,000 円	
		3~20 戸	80,000 円 + 5,000 円 × (全戸数 - 1)	55,000 円 + 5,000 円 × (全戸数 - 1)
		21 戸以上	見積り	見積り
以下の申請と併願の場合 1.設計住宅性能評価 2.長期使用構造等確認 3.性能向上計画認定に係る技術的審査 (建築物省工ネ法 35 条) 4.BELS 評価		上記の 1 / 2		

別表 2

	延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表第 3 による)		
		A 種	B 種	C 種
モデル 建物法	300 未満	110,000 円	66,000 円	44,000 円
	300~1,000 未満	143,000 円	88,000 円	55,000 円
	1,000~2,000 未満	187,000 円	110,000 円	66,000 円
	2,000~3,000 未満	209,000 円	132,000 円	88,000 円
	3,000~4,000 未満	242,000 円	165,000 円	110,000 円
	4,000~5,000 未満	275,000 円	198,000 円	132,000 円
	5,000~10,000 未満	319,000 円	231,000 円	176,000 円
	10,000 以上	見積り		
標準入 力法・ 主要室	300 未満	187,000 円	121,000 円	99,000 円
	300~1,000 未満	242,000 円	143,000 円	121,000 円
	1,000~2,000 未満	308,000 円	187,000 円	154,000 円

入力法	2,000～3,000 未満	352,000 円	231,000 円	198,000 円
	3,000～4,000 未満	407,000 円	275,000 円	242,000 円
	4,000～5,000 未満	462,000 円	319,000 円	275,000 円
	5,000～10,000 未満	550,000 円	374,000 円	319,000 円
	10,000 以上	見積り		
	以下の申請と併願の場合 1.性能向上計画認定に係る技術的審査(建築物省エネ法 35 条) 2.BELS 評価 3.建築物エネルギー消費性能適合性判定業務			

モデル建物が複数の場合、モデル建物の数に応じ次の表に定める割増係数を乗ずる。

(工場モデルを除く)

モデル建物の数	1	2	3	4 以上
割増係数	1	1.1	1.2	1.3

※1 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※2 一つの建築物に用途分類が複数ある場合は、A 種が含まれるときは A 種、A 種がなく B 種が含まれるときは B 種の料金とする。

※3 複合建築物の料金は別表 1 及び別表 2 で算出した料金の合計とする。

※4 改修前後の BEI 等の値を評価する場合は、別表 1 又は別表 2 の料金に 1.5 を乗じた料金とする。

別表 3 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A 種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540

	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これらに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寢室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寢室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除	08450

	く。)	
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520	

	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農産物の生産資材の貯蔵に供するもの	08640